

わが国手形法・小切手法改正に関する一考察

櫻 井 隆

1 はじめに

現在、商法典の現代化を含め、商法改正の作業が進行している⁽¹⁾。商法は、いわゆる六法といわれている法典の中でも、とりわけ改正が頻繁に行われ、明治32年の商法典の制定より、今日まで40回の改正がなされ、近年においても平成9年以来毎年改正が行われてきている。その主な理由は、商法は企業法といわれるように、企業、特に会社を中心とした法律のため、近年におけるバブル経済崩壊後の企業の資金調達方法の弾力化、企業再編の容易化、さらには国際会計基準の変化に伴う会計に関する規定の見直しなど、経済の動向と密接不可分の関係にあるため、どうしても経済が安定しない近時の状況下では改正が多くならざるをえないことにある⁽²⁾。この点通常、議案は内閣が国会に提案して成立するのが一般的であるが、近時は議員による立法も盛んに行われ、特に、平成9年の改正で導入されたストック・オプションなど商法関連の法律においても議員立法で制定したものも多く見受けられるようになった⁽³⁾。

一方、憲法のように制定以来、今日まで全く改正が行われずに現在に至った法典もあるが、その憲法でさえも、近時は各機関で憲法調査会ができるなど、ようやく改正の論議もスタートした感が出てきた⁽⁴⁾。

これに対して、実質的意義の商法に含まれる手形法・小切手法については、これまで4回の改正が行われたが、いずれも形式的なものであり、実質的な部分での改正は全く行われていないのが現状である。その理由の一つが、手形・小切手については、手形法・小切手法のほかに約款としての当座勘定規定や銀行取引約定書をはじめ、約束手形用法・為替手形用法・小切手法などによって、実際上の取り扱いに関する種々の取り決めが整備され、これらによって手形・小切手の取り扱いについて、それ程大きな支障は発生しておらず、また何らかの問題が発生した場合には、手形法・小切手法を改正するのではなく、これら約款を改正することによって処理してきたというのが実態であった⁽⁵⁾。そのため現在まで手形法・小切手法そのものの改正については殆ど論じられず、そのためこれまで手形法・小切手法の実質的な改正は行われてこなかったというのがその理由である⁽⁶⁾。

しかしながら、手形法・小切手法といえども、法律の一つである以上、時代や経済状況あるいは社会状況の変化に伴って改正されてしかるべきであって、この点は当然といわなければならない。ましてや手形・小切手は企業などにとって主要な支払手段であり、したがって企業の

支払方法が変化すれば、当然それなりに手形・小切手も変化し、それを規制する手形法・小切手法の内容も変化することも当然といわねばならない。

さらに、手形・小切手の本来の使い方以外にもコマーシャル・ペーパー（Commercial Paper：CP）など新たな手形の使い方が出てきており、また、署名制度の変化やペーパーレス化の流れの中で手形・小切手も変化せざるを得ないといわねばならない。

そこで、本稿では、手形署名と手形行為を中心に手形法・小切手法の改正を提唱するとともに、どのような作業手順で、さらに基本的方向性をどうすべきなのかについて検討することを目的としている。なお、その際、筆者としては、イギリスにおいて提出された1989年銀行サービス調査委員会報告書（Report of Review Committee on Banking Services 1989）⁽⁷⁾を参考にしながら、わが国手形法・小切手法改正の方向性の示唆を探ることとする。

（注）

- （１） 商法の現代化をはじめ、これまでの商法の株式会社に関する部分と有限会社法を統合・一本化する「会社法」（仮称）制定などを2005年の成立に向けて現在改正作業が行われている。日本経済新聞平成15年10月23日朝刊3面。
- （２） 経済社会の変化に沿っての改正であるとするものとして、岸田雅雄『ゼミナール会社法入門（第5版）』（日本経済新聞社・2003年）66頁。
- （３） 平成13年の3度の改正のうち、金庫株の解禁など株式制度に関する見直しと株主代表訴訟の見直しなどのコーポレート・ガバナンスの実効性の確保を目的とした改正は、いずれも議員立法によるものである。
- （４） 本年3月には衆議院憲法調査会が5月に中央公聴会の開催を採択し（朝日新聞平成16年3月24日朝刊4面）、また同じく3月には参議院憲法調査会が「憲法と国際法」をテーマに3人の参考人から意見を聴き、議論したことが報じられている（朝日新聞平成16年3月4日朝刊4面）。
- （５） その他に、手形交換所規則などがある。なお、この点について鈴木祿弥教授も「銀行取引が定型的かつ集団的におこなわれており、約款による規制に適している」とする。鈴木祿弥・中馬義直・菅原菊志・前田庸『注釈銀行取引約定書・当座勘定規定』（有斐閣・1979年）i。
- （６） 判例の内容が約款の中に取り入れられた場合として、当座勘定規定17条がある。これは白地手形のままの呈示に基づいて支払をなした銀行に損害賠償請求訴訟が提起されたのに伴って銀行防衛のために設けられた（大阪高判昭和41・9・26金融法務462号8頁）。また、商慣習が約款の中に取り入れられた場合としては、当座勘定規定16条がある。これは偽造小切手について銀行が届出印鑑と相当の注意をもって照合して相違ないと認めて取り扱った場合は銀行は免責されるというものである。
- （７） 本報告書の詳細については、櫻井隆「イギリス為替手形法と1989年銀行サービス調査委員会報告書」文京学院大学経営論集第12巻第1号113頁以下参照。

2 手形法・小切手法改正の背景

前述したようにわが国においては昭和7年に手形法が、さらに昭和8年には小切手法が制定された。これらは1930年および1931年に成立した手形法・小切手法統一条約の批准を受けて国内法として成立したものであり、それ以前は手形・小切手に関しては商法典第4編「手形」の

中で規定されていた。さらに歴史的にみると手形・小切手に関する法律は、明治15年の太政官布告17号「為替手形約束手形条例」が最初であり、それが商法典、そして手形法・小切手法へと変化したことを考えれば、これまでに手形法・小切手法に関して実質的改正は2度行われたこととなるが、現在の手形法・小切手法が制定されてからは今日まで実質的改正はなかったといえる。

さて、現在に至って筆者が手形法・小切手法の改正を提唱する理由は以下の通りである。

第一に、これまでに手形法・小切手法の実質的改正が全く行われていないということである。⁽¹⁾
ちなみにこれまでに手形法・小切手法の改正は4回あった。

第一の改正は、昭和22年の改正であり、この時の改正は、手形法・小切手法の中の「司法大臣」あるいは「司法省」という文言が、名称変更に伴って「司法大臣」を「法務総裁」に、「司法省」を「法務廳」に改めるというものであった。

第二の改正は、昭和27年の改正であり、この時の改正は、前述した「法務総裁」の名称が「法務大臣」に改められた結果、手形法・小切手法の中の「法務総裁」という名称を「法務大臣」に改められたというものである。

第三の改正は、昭和56年の改正であり、この時の改正は、手形法第87条の「一般ノ休日」に「政令ヲ以テ定ムル日」というのを加えるというもので、これは休日の変更に伴う改正であった。

第四の改正は、平成11年の改正であり、この時の改正は、手形法第18条第3項および小切手法第23条第3項の「無能力ト為リタル」という文言を「能力ノ制限ヲ受ケタル」に変更されたものであり、これは民法の「無能力者」という呼称が「制限能力者」という呼称に変更されたことを受けて改正されたものであって、あくまでも民法の規定の変更を受けたものに過ぎない。

以上のように4回にわたるこれまでの手形法・小切手法の改正はいずれも形式的なものにすぎず、実質的内容について討議あるいは審議がなされ、その上で改正されたことは一度もなかった。したがって、昭和7年ならびに昭和8年に制定されて以来、今日まで全くこの約70年間にわたって改正されてこなかったというのが、まず手形法・小切手法の改正の必要性を提唱する最も大きな理由である。

第二に、現在の手形法・小切手法を内容的にみると、手形法は「第一編為替手形」と「第二編約束手形」に分れ、前者は第1条から第74条、後者は第75条から第78条という条文構成となっている。前者はさらに第1章「為替手形ノ振出及方式」(第1条から第10条)から第12章「通則」(第72条から第74条)までとなっている。

しかし、これらの中で実務あるいは實際上全く利用されずに、規定のみ存在する制度が多く見受けられる。具体的には第8章の「参加」(第55条から第63条)、第9章「複本及謄本」(第64条から第68条)の制度であり、条文数としては13カ条にも及ぶ。この点について前田庸教授は「本章では……手形法の『第八章 参加』および『第九章 複本及謄本』ならびに小切手法の『第七章 複本』にも触れていない。実務的にほとんど利用されないと考えたからである」

⁽²⁾とし、さらに高窪利一教授も「本書では……参加・謄本・複本・小切手の支払保証など、実務で利用されていない制度については解説していない」とされる。⁽³⁾この点、手形・小切手に関する実務解説書においても同様であり、殆どの解説書では「参加・謄本・複本」の解説を省略している。⁽⁴⁾このように理論と実務の乖離現象が極めて顕著な部分もあり、この点は改めるべきではないだろうか。

第三に、手形法・小切手法には規定がないにもかかわらず、実務の世界では一般的に行われているものもあり、しかも、銀行という集团的規律の中で規定されているものもある。この場合の集团的規律とは具体的には、銀行取引約定書、当座勘定規定、手形用法・小切手法、手形交換所規則などである。実際には、手形法・小切手法と上記諸規定との間には異なる取り扱いとなっているものもあり、また小切手の支払保証のように同制度に変わって、「自己宛小切手（預手）」が利用されるといった、その制度の変形した制度が実務の世界で利用されているといったケースも存在している。しかも近年、これらの点について指摘した独自の体系書も発行されている。たとえば、関俊彦教授は「約束手形は第一裏書欄で終わっているものがほとんどであり、第二裏書欄までで終わっているものも含めれば、これらの手形だけで実際に譲渡されている手形の99%にもなろうとしている。……本書は根拠のない第三者の過保護は止め、神話化した流通安全の配慮を捨てて、金融現場にふさわしい金融取引法としての手形法を説くべきである」として⁽⁵⁾。また後藤紀一教授も「手形法をめぐる最近の新しい制度……たとえば、EFTと手形法、データによる小切手取立、トラベラーズ・チェックの法律問題……がこれにあたる」と述べている。⁽⁶⁾さらに田邊光政教授も「本書の執筆にあたっては……手形制度の根本にかかわる経済界の新しい動向についても注意を払った」として、「近時、手形を媒介としない信用取引、金融取引が開始され、利用されている。ファクタリング取引および一括支払システムの導入がそれである」と述べている。⁽⁷⁾

このように手形法および小切手法と当座勘定規定などの約款との間には多くの乖離現象が生じており、両者の溝を埋める作業の必要性はあるというべきである。

さらにこれらと相俟ってコンピュータ技術および通信技術の発達によって現代は高度化した情報処理技術と情報伝達技術を有する社会となった。このことも大きく手形・小切手の制度に影響を与えることとなった。この点について福瀧博之教授は「従来、広く有価証券制度において利用されてきた『紙（証券）』といういわば古典的な情報処理・情報伝達手段は、今後ますますそれに代わる新しい技術（たとえば電子的な手段）にその地位を明け渡すことになりそうである」とされている。⁽⁸⁾

また、紙を用いない有価証券の模索やペーパーレス化の流れの中で手形・小切手も変化せざるを得ない状況となった。

ペーパーレス化の流れは技術革新を背景として四半世紀前頃から目立ってきた。具体的には、昭和17年に成立した「社債等登録法」や昭和59年に制定された「株券等の保管及び振替に関する法律」がそれであり、また平成4年に制定された「特定債権等に係る事業の規制に関する法

律」である。このような有価証券のペーパーレス化の背景はコンピュータ技術の革新の結果による権利移転の方法が帳簿化され、それによって簡易性・迅速性、かつ大量性・安全性が保持された権利の移転が可能になったことにあるとされている。⁽⁹⁾

さて、このような背景は当然、金銭債権の流通の一手段であり、安全・確実な流通性をもち、また決済手段である手形・小切手に対しても、同様に多くの点で影響を与えることとなった。したがって、このような経済的背景の中で手形法・小切手法が全く改正されずに、今後も進むことは決して望ましい状態ではないと考える。

第四は、国際手形条約が成立したということである。この条約は正式名称を「国際為替手形および国際約束手形に関する国連条約」といい、1988年の国連総会第43会期において採択された。本条約は、1971年の国連国際商取引委員会（UNCITRAL）第4会期において条約案作業の着手が決定され、翌年72年に作業部会が設置された。さらに15回にわたる会期が重ねられ、また同委員会総会においても審議され、その上で成立したもので、実に17年の歳月がかけられた。⁽¹⁰⁾ この条約が、1930年に批准された統一手形法条約と根本的に異なるところは、本条約はこれによって各国の手形法を統一したり、すでにある各国の手形法の改正を目的とするものではなく、あくまでも国際的に利用される為替手形および約束手形について規制するものであり、かつ国際的に利用されるすべての為替手形および約束手形に強制的に適用されるものでもない点にある。手形を振り出す者がこの条約による手形であることを手形面上に記載した場合にのみ適用されるものであって、また、さらに国際的に利用される小切手については適用されるものではない。⁽¹¹⁾⁽¹²⁾

しかしながら、前述したように各国代表によって17年間にわたって審議された上で採決された条約であり、わが国も初期の段階から委員を参加させ、成立には積極的見解をもって望んだという経緯がある以上、その間の議論を踏まえて、国内法についても再検討する必要があるだろう。事実、その後わが国では本条約とわが国手形法との比較・研究が活発になされ、それを通してわが国手形法への示唆を探っているからである。⁽¹³⁾

しかも、本条約成立に向けて積極的にかかわったわが国としてもわが国の手形法の基礎となっているジュネーブ条約と本条約との間には抵触する部分がある以上、少なくとも手形法・小切手法改正の議論あるいはその検討をする必要性はあると考える。

以上の点を考慮に入れ、手形法・小切手法成立後70年を経過した今、改正作業に着手する時期が到来したと思われる。

（注）

- （1） この点については、櫻井「手形署名に関する一考察」文京女子短期大学経営学科紀要第2号137頁以下参照。
- （2） 前田庸『手形法・小切手法』（有斐閣・1999年）ii。
- （3） 高窪利一『現代手形・小切手法（三訂版）』（経済法令研究会・1997年）8頁。
- （4） たとえば、居林次雄『手形・小切手法の実務解説』（中央経済社・1990年）、岩崎春雄『ビジネス

マンの手形・小切手実務』（青雲社・1991年）など、いずれも「参加・謄本・複本」の解説を省略している。

- (5) 関俊彦『金融手形・小切手法』（商事法務研究会・1996年）2頁。
- (6) 後藤紀一『要論手形小切手法』（信山社・1992年）i。
- (7) 田邊光政『最新手形法小切手法【改訂版】』（中央経済社・1992年）1頁。
- (8) Vgl. Lukas Handschin, Papierlose Wertpapiere (Basler Studien zur Rechtswissenschaft) (1987) S. 1. 福瀧博之「手形・小切手法の現代的課題—紙（証券）を用いない有価証券の可能性—」現代企業法の理論と実務（高窪利一先生還暦記念）262頁。
- (9) 神田秀樹「ペーパーレス化と有価証券法理の将来」現代企業法の理論と実務（高窪利一先生還暦記念）163頁。
- (10) 山下真弘『国際手形条約の法理論』（信山社・1997年）1頁。
- (11) 前田「有価証券法の課題」ジュリスト875号101頁。
- (12) 前田「国際手形条約の成立」ジュリスト948号129頁。
- (13) 後藤「国際手形条約とわが国手形法（上）（下）」手形研究454号12頁，455号32頁など多数。

3 手形署名制度の在り方

わが国の手形法・小切手法は「本法ニ於テ署名トアルハ記名捺印ヲ含ム」と規定している（手82，小67）。本来署名とは、狭義では自署，すなわち自筆の署名を意味するが，わが国は統一手形法の留保事項の一つとして署名を自署に限ることなく，記名捺印でもよいということを明確にした。これはわが国が「はんこ王国」といわれるように自署捺印あるいは記名捺印といった印鑑中心の制度が日常生活の中に深く根を下ろしており，このことは手形・小切手の制度の中でも無視することができなかつたからである。

さて，わが国において手形と捺印との係わり合いを見る場合，時代区分を大きく三つに分けることができる。第一の時代は，鎌倉時代から徳川時代までで，この時期はわが国において手形が初めて使われた鎌倉時代から近代的手形制度が導入されるまでの時代である。この時代はさらに鎌倉時代と室町時代，さらに江戸時代の三つに分けることができる。鎌倉時代は送金のため「替銭」（かえせん，かわし，かえぜに）といわれる証書が利用されており，この替銭には振出人の署名として捺印がなされていた。室町時代は「割符」（さいふ，わりふ）と呼ばれ，この場合も同様に振出人は自署した上で捺印されていた。江戸時代には「為替手形」のほかに約束手形の一種とされる「預り手形」や小切手の一種とされる「振手形」があったが，いずれも振出人は自署した上で捺印をしていた。

したがって，室町時代以降の手形署名とは自署捺印を意味し，手形であるためには捺印することが必須のものであったと考えられる。

第二の時代は，明治維新から統一条約成立までで，この時代は，近代的手形制度が導入され，当時制定された「為替手形約束手形条例」から明治23年の旧商法，そして明治32年の現行商法成立を経て，統一条約が批准されるまでの時代である。

当時，明治政府は商法典の編纂に先立って単独立法として元老院に為替法草案を提出した。

同草案第2条では「為替手形ニハ左ノ件ヲ記載シ、振出人氏名住所ヲ手署シ捺印ス可シ」と規定していた。すなわち、同草案では自署捺印を手形署名としていた。しかし上記草案の第二読会での修正案である為替手形約束手形条例第2条では「為替手形ニハ左ノ件ヲ記載シ、振出人記名調印ス可シ」と記名調印に修正された。なお、これにはつぎのような背景があった。すなわち、前述したように新政府は、明治6年7月7日に諸証書には原則として本人自らが自書し、かつ実印を押すべきものと定めたが、一日に何百通もの当座預金請取証書・振出手形・為替手形に一枚一枚自書することは困難である旨の上申が第一国立銀行よりなされ、当時の大蔵省は太政官に伺った上で、上記3種に限っては国立銀行では自筆姓名を彫刻して自身でこれを押し、かつ加印することが許された。ちなみに、「商法中署名スヘキ場合ニ関スル法律」は、この規定の後身といえることができる。⁽¹⁾

その後この規定は、明治26年1月1日から施行された旧商法にも受け継がれ、同法第716条第5号では「振出人ノ署名、捺印」とされている。

ところが、新商法になると、署名制が採用され、同法第445条は「為替手形ニハ左ノ事項ヲ記載シ振出人之ニ署名スルコトヲ要ス」と規定された。これは手形が転々と流通するものであるため、署名は必ず自署でなければならないとされた。また、もし捺印を要する旨を規定すると、無理に外国人に捺印させなければならず、外国人に対して不可能を強いることとなるというのがその理由であった。⁽²⁾

第三の時代は、統一条約制定から今日までで、この時代は統一条約草案第1条第8号では「手形ヲ振出す者（振出人）ノ署名」(the signature of the person who issues the bill (drawer))と規定した。そこで、日本代表は、この条約で規定する署名については、国内の慣習に従い、内国手形については記名捺印に代えてもよいことを希望する旨を述べ、留保事項を設ける旨の意思表示をした。この点について、統一条約起草委員会の報告書は「日本の意見書では、日本においては、証書に自署ではなく、記名の傍あるいは下に振出人の印章を押捺するのが国内の慣習であると指摘し、さらに、この慣習は統一法によって尊重されるべきであることを求めた。この目的のために特別な条項を設けることは必要であるとは思われなかったが、しかし、『署名』という用語は、ここでは広い意味、すなわち、その国の慣習に従って、文書あるいは証書の中に署名した者の同一性を識別するために役立つ一切の実質的なサインの意味で使われているのであるということが諒解された。従って、日本代表の要請は受け入れられたのである。同一の注意は、振出人の署名についてだけでなく、為替手形になされうるすべての署名（裏書人・引受人・保証人などの署名）にも適用があることを付け加えることができる。

このようにして解決された問題は、日本において発行された為替手形に関してだけでなく、同様に多くの国々の植民地において発行された為替手形に関しても生ずる」と述べられている。⁽⁴⁾ また、小切手法制定に際しても同一のことが問題となり、同起草委員会の報告は「ここでも、為替手形の場合と同様に、『署名』という用語は、その国の慣習に従って、文書あるいは証書の中に署名した者の同一性を識別するために役立つ一切の実質的なサインを示す全く広い意味

において使用されているのであるということが諒解された。それゆえ、証書に自署ではなく、記名の傍あるいは下に振出人の印章を押捺するという日本の国内慣習は、第1条第6号に定める署名の要件を完全に具備するものである。同一の慣習は、他の東洋諸国でも行なわれている⁽⁵⁾と述べている。さらに、昭和9年7月16日より3カ月間にわたって行われた司法研究第2部第9回合同においても、日本代表は、第8号の「署名」に関し修正案を提出している。すなわち、「署名を要する総ての場合に付日本の慣習に従ひ日本に於て振出され日本に於て支払はるべき国内手形はマークの並置を以てする氏名の表示により代用せらるべきことを希望す、即ち第8号に留保を設くることを希望す⁽⁶⁾」と述べている。これに対し、チェコスロバキヤの代表から「国内手形は国際手形となり得るを以て日本の提案は之を一般化するの要あり⁽⁷⁾」と述べ、また、イギリスの代表からも「1881年印度流通証券法の条文により其の問題が解決せられている、同法に於ては為替手形に関する其の土地の慣習を全部有効なりと認めている。印度の大部分に於いては拇印により署名せられていると信ずる⁽⁸⁾」と述べられ、結局、日本代表の提案した問題については報告書の中において説明することを決定し、第8号はそのまま採用された。

以上のように、わが国手形制度の中では捺印を中心とした署名制度が当初より深くかかわっていたことが窺える。これはわが国の場合、手形制度だけではなく、広く社会一般の生活の中に捺印制度が長く、しかも深くかかわっていたことに起因し、この点手形制度においても同様であった。

ところで、わが国の印章そのものの歴史は、まず、古くは天明4年（1784年）に発見された「漢委奴国王印」が現存最古のものといわれているが、この印章は中国で作られたもので、現実に使用されたか否かについては明らかではない。現実に使用された印章としては奈良時代のものが最古のものとされている。ただ、当時の印章は国家の特権とされ、私人は国家の許可が必要とされていた⁽⁹⁾。

つぎに、令格制時代の印章は、内印（天皇の印）、外印（太政官の印）、諸司印（各省・台・寮司などが用いる印）、諸国印（各国で用いる印）の4つの公印と、これに準じた公印として、国倉印・郡印・郷印・軍団印・国師印・僧綱印・神社印・寺院印などがあつた⁽¹⁰⁾。

また、平安時代の後半には内印・外印などの一部の印章を除いて印章が使用されること自体が衰退し、これに代わって「花押」（書判・判）が広く行われた。

花押とは、文書に自己の名を記した下に、まとまった形態の字を自筆で書き、信義の程を表明する証としたものである⁽¹¹⁾。これは彫刻したものを捺印するのではなく、一定の形象を自署するものをいい、もっとも古い花押は、承和12年（845年）民部省符案にみる紀某の花押であるといわれている。花押は、通常元服によつてはじめて所持するものであり、また、個人の人格の表徴として重視されていた⁽¹²⁾。

他方、私印は全くなかったかという点、そうではなく、別の意味での私印が鎌倉時代から行われるようになった。すなわち、鎌倉時代に入ると禅宗の興隆とともに、中国の宋や元との交渉が活発化し、それとともに中国の文人印の慣習がわが国に輸入され、文墨に印章を押すとい

うことが次第に行われるようになった。たとえば、恵曉白雲（仏照禅師）の「恵曉」・「白雲」・「隠谷」印などがある。⁽¹³⁾

室町時代になると、禅僧の使用した文人印のほかに、詩画軸に押されている落款印・引首印・鑑藏印などが広く用いられるようになった。

戦国時代になると、武将、分国の国主らの間で文書に印章を押すことが広く行われた。それは、文書の数が増大し、一々花押を書く余裕がなかったためである。たとえば、豊臣秀吉の「豊印」の金印や、徳川家康の「福德」印などは、特に著名である。⁽¹⁴⁾

江戸時代になると、従来までと異なり、庶民の間で印章が用いられるようになった。すなわち、私法上の契約をする場合に判形を加えることが普通になった。また江戸時代の百姓、殊に地主については先祖伝来の家印を用いるという慣習があった。このことについては、民事慣例類集第2編第2章家督相続の事の条に「凡ソ家督相続スルトキハ、公儀名必ズト唱へ、其家ノ通名ニ改ルヲ高帳以テ高帳名寄帳ノ名ヲ書改ル事ナク、宗門人別長ノ年齢及ビ隠居セシ父ノ名ヲ書改ル事ニテ、実印モ父祖伝来ノ品ヲ用ルヲ榮耀トスル事一般ノ通例ナリ」と記されている。⁽¹⁵⁾

明治時代になると、社会全体の変革とともに、朝廷・政府における印の式制にも変革がもたらされた。すなわち、官印では、従来用いられてきた内印、外印の名称を廃止し、また、明治元年には、三職（総裁・議定・参与）、七官（議政官・行政官・神祇官・会計官・軍務官・外国官・刑法官）の職制を定め、諸官・府・県・諸司の印も制定された。

さらに、一般人の印章については、明治元年11月28日に書判に用いる文書は必ず自署によるべき旨の通牒が出され、同3年9月には一般人の苗字の使用が許され、それ以後姓を彫った認印が広く用いられるようになった。⁽¹⁶⁾

印章が法律的裏付けを有するようになったのは、明治6年7月5日で、人民相互の証書に爪印や花押を用いることを禁止するとともに、証書には必ず本人が自書して町村役場に届出の実印を押すべきものと定められた。さらに、もし自書できない者は他人に代書させてもよいが、本人の実印を必ず押すべきものとし、代書人は本人の姓名の傍らに代書した事由と自身の姓名とを記して実印を押すべきものと定められた。⁽¹⁷⁾

ところで、たしかに捺印制度をわが国の伝統的・歴史的産物として位置づけることはできるが、反面、近代資本主義社会、就中、手形・小切手を中心とする証券経済社会にあっては、少しずつではあるが、捺印制度が変容しつつあることも否定することのできない事実である。たとえば、パーソナル・チェック（個人小切手）の場合は、銀行との間で印鑑による取引ではなく、もっぱらサイン（自署）だけで小切手を振り出すことができるようになった。⁽¹⁸⁾ また、チェック・サイナー（check signer）という機械によって、自署や記名捺印を印刷する慣行が次第に増大し、全国銀行協会は、昭和43年6月の通達でチェック・サイナーによる署名を有効であると正式に認めた。⁽¹⁹⁾ さらに、これとの関連において記名のみならず捺印までも印刷された、いわゆる複製署名の手形が流通しているが、学説はその効力を認める傾向にある。⁽²⁰⁾ また判例によれば、記名と捺印との間に牽連性を有する必要はないとも解されている。すなわち、押捺され

るべき印章は、印鑑届のなされているものであることも、日常所用のものであることも必要としない、いわゆる出来合い判、三文判、雅号や古来の成句を彫ったものでも差し支えないとされている。⁽²¹⁾ また、他人名義の印章でもよいとされている。⁽²²⁾

以上のことから、今や手形署名制度、就中、記名捺印中心の署名制度を再検討すべき時期が来たのではないかと考える。⁽²³⁾ この点について、鴻常夫教授は「署名の方がよいか記名捺印の方がよいかという問題は、手形・小切手についてだけの問題ではないが、少なくとも個別的に発行される流通証券としての性質を有する手形・小切手に関する限り、署名制の方がベターであるといえるのではないかとされる。⁽²⁴⁾

筆者も根本的な解決を図るためには、結局捺印制度を中心とする手形署名制度自体を再検討すべきであると考え。その意味では形式的な捺印中心の署名制度から自署中心の署名制度へ、さらには暗証番号中心の制度へと移行すべき時期が到来したものと考え。現今の経済社会活動の中で、種々のカード・システムはわが国の国民生活の中にすでに深く浸透しており、その殆どが暗証番号によって本人確認を行っているのが現状である。その点では署名のもつ主観的理由も、客観的理由も暗証番号制度の下でも充分果たしうるものと考え。

さらに、現在の印鑑技術の進歩は全く同一の印鑑を作ることが可能とし、このことが世界に類を見ない「印章偽造大国、日本」となっている。暗証番号についても現在までの技術の進歩によって瞬時に読み取ることも可能となり、偽造される危険はあるが、この点は他のバンク・カードの場合においても同様であって、手形・小切手の場合に限ることではない。少なくとも届出印鑑の紛失や盗用、あるいはどの印鑑を届けたのかを忘れたというような欠点は補えるものと考え。

その意味では、現在の手形署名制度の中で自署が優れているのか、記名捺印制度が優れているのかといった議論から一步踏み出した議論も必要なのではないだろうか。これこそが、高度化した技術社会にあつての手形署名制度の真にあるべき方向性ではないかと考える。

（注）

- （１） 石井良助「現行の制度まで」（はんこ心得帳 ４）法学セミナー77号73頁。
- （２） 石井『印判の歴史』（明石書店・1991年）234頁。
- （３） 当時大蔵省からも、手形・小切手の署名については記名捺印をもってこれに代えることができる旨の要望が出されている。国際連盟手形法統一会議関係一件参照。
- （４） League of Nations, Records the International Conference for the Unification of Laws on Bills of Exchange, Promissory Notes and Cheques, First Session, 1930, p.128.
- （５） League of Nations, Records the International Conference for the Unification of Laws on Bills of Exchange, Promissory Notes and Cheques, Second Session, (Cheques), 1931, p.90.
- （６） 本間等「手形法の統一と新手形法」司法省調査課司法研究第19輯 5 頁。
- （７） 本間・前掲 5 頁。
- （８） 本間・前掲 6 頁。
- （９） 石井・前掲書167頁。

- (10) 石井・前掲書53頁。
- (11) 太田清文『印鑑』（近代社・1956年）81頁。
- (12) 木内武男『日本の官印』（東京美術・1974年）23頁。
- (13) 石井「花押と家印」（はんこ心得帳2）法学セミナー75号25頁。
- (14) 石井・前掲法学セミナー75号25頁。
- (15) 石井・前掲法学セミナー77号72頁以下。
- (16) 太田・前掲書64頁以下。
- (17) 石井・前掲法学セミナー77号73頁，太田・前掲書67頁。
- (18) この点については，鴻常夫『小切手法入門』（有斐閣・1964年）78頁以下，金澤理「代理人による小切手行為の法的性質—サイン式個人小切手の問題点—」商法特論（有価証券法）教材153頁以下参照。
- (19) 高窪「小切手署名の機械化とその法的評価—チェック・サイナーによる署名の効力をめぐって—」手形研究120号4頁以下参照。
- (20) この点については，櫻井「複製署名の効力—とくに手形・小切手を中心として—」文京女子短期大学経営学科紀要創刊号131頁以下参照。
- (21) 大判昭和8・9・15民集12巻21号2168頁。
- (22) 大判昭和6・6・25新聞3302号14頁，大阪地判昭和47・8・4金融法務事情669号35頁，東京地判昭和46・9・29判例時報662号87頁。
- (23) この点について，三浦周行氏は「手形と一般券書とを問はず，署名の制が国史上寧ろ不名誉の記念物たる捺印の制に代はらんは，決して不可能的の業にあらず」とされる。同『法制史之研究』（岩波書店・1919年）1092頁。
- (24) 鴻「署名と記名捺印」手形法・小切手法講座1巻130頁。

4 手形行為制度の在り方

（1）手形サービス調査委員会設置の提唱

わが国手形法・小切手法は，前述したようにこれまで僅か4回しか改正されておらず，しかもその改正内容は極めて形式的なものにすぎなかった。

この点，1882年イギリス手形法をみると，同法も1883年，1906年など数回の改正が行われたにすぎないが，⁽¹⁾同国は慣習法の国であり，金融当局の行政指導などで実際の利用が補われてきたのが現状であった。そのような中，⁽²⁾1989年，同国は銀行サービスに関する調査委員会（Review Committee on Banking Services）が発足し，銀行サービスの向上などを目的に種々の議論が展開され，その結果が，1989年に報告書（report）として纏められ，発表された。同報告書は銀行法（Banking Act）に多大な影響を与えただけではなく，イギリス手形法にも大きな影響を与えた。

同委員会が発足した背景は，近年同国の銀行分野における顧客の利益を巡っての競争が激しくなったこと，また様々な技術革新によって新たな支払方法が生み出されたことがその背景にあった。すなわち，競争と革新によって銀行サービスの更なる改善の必要性が生じ，よりよい銀行サービスの提言を纏めるために，かつその提言に基づいて政府に種々の改革を実行させることを目的として同委員会は発足された。

さらに、この調査委員会は銀行サービスとの関連で同国手形法についても種々の提言を纏めることとし、この部門の専門家である Shea 博士に報告書の提出を依頼した。⁽³⁾ 同博士の報告書によれば、イギリス手形法は1882年に制定されたものではあるが、現在においてもなお有効に機能しており、したがってこの法律を今完全に新たなものにする必要はないとの報告内容であった。⁽⁴⁾ ただ、1882年法の範囲の拡大あるいはその規定内容の一部修正などが提言されている。この点についてはその多くが調査委員会によっても採用され、さらにこのことは政府もほぼ同一の考え方であった。⁽⁵⁾

ところで、同委員会は1987年 Rovert Jack CBE 教授を委員長とし、他に2名の委員と秘書および秘書助手の5名から構成されていた。⁽⁶⁾

同委員会は、1987年7月7日には「1882年手形法、小切手、支払証券」(The Bills of Exchange Act 1882, Cheques and Payments Instrument) に関しての報告書が作成され、それは1989年2月23日に発行されたコモン・ペーパー (Commonn Paper) に纏められている。⁽⁷⁾

また、他の報告書とともに諮問内容に対しては各方面の団体あるいは個人より意見書が提出され、団体からは全部で56団体、個人からは16件の意見書が提出されている。⁽⁸⁾

さて、わが国にこれらのことを当てはめて考えた場合、筆者としてはまず「手形サービス調査委員会」を発足させるべきであると考え。目的は現行手形法・小切手法の改正のための提言を纏めることであり、その構成メンバーは、各方面の利益者代表として、銀行側代表、手形利用者側代表、研究者側代表、各々2名ずつとし、早期に私案を纏め、当該政府関連機関に報告書を提出し、速やかに改革を実行に移す努力をすべきであると考え。また、同報告書に対しては各方面からの意見書の提出を促し、それら意見書をもとに再検討した上で、草案作成へと進むべきであろう。この点のプロセスは前述したイギリスの場合が参考となる。

（２） 手形法・小切手法改正の基本的方向性

手形法・小切手法改正に当たっての基本的方向性としては、同法を金融取引法と位置づけた観点から改正を行うことが重要であると考え。すなわち、手形法・小切手法は、第一段階として「商人法から市民法へ」と移行したが、現在は第二段階として「市民法から金融取引法へ」の移行の時期である。前者は旧商法典から独立した単独法となった時点ですでに達成されているが、後者の第二段階は、現時点で見る限り、未だ達成されておらず、金融取引法としての手形法・小切手法の確立のための改正が骨子であるといわねばならない。この点について関教授は「20世紀後半の50年に及ぶわが国の手形実務は、手形法を一般市民法ではなく金融取引法として理解すべき種々の現実的締め付けをもたらした。……金融現場にふさわしい金融取引法としての手形法を説くべきである」とされる。⁽⁹⁾ わが国手形法・小切手法はこれまで手形取引の現実を黙止した形で解釈が行われてきたが、その歪みが今や表面化してきており、その意味で上記の基本的方向性を中心に改正がなされるべきである。

さて、手形行為に関する現行手形法・小切手法改正の要点は以下の通りである。

第一に、手形法・小切手法の中に制度として規定されているものの、実務的には全く利用さ

れていない制度であり、かつ今後とも利用されることはないと考えられる制度は廃止すべきであるということである。具体的には、『参加』、『複本』、『謄本』の制度がこれに当たり、これらについては、手形法・小切手法の体系書はもちろんのこと、手形実務の解説書においても省略されていることが多い。これらは全く利用されていない制度を単に手形法・小切手法の中に入れてにすぎない。さらに国際手形条約においても参加、謄本、複本に関する規定はない⁽¹⁰⁾。したがって、このように利用されていない制度は、この機会に削除すべきである。

第二に、反対に実務の世界で実際に利用され、かつ制度としても重要と思われるものについては、積極的に手形法・小切手法の中に取り入れていくべきである。具体的には、手形貸付や手形割引さらには線引小切手の効力の解除の効力を有する「裏判」などの諸制度である。これらは現在その多くが解釈あるいは約款で補われている。しかし約款は銀行側が自らの利益保護・防衛目的を主として規定されている。そのために弱い立場にある手形利用者側は全体として不利な立場に置かれている。その意味でこの点に関しての議論を尽くした上で、両者の利益の調和を図った、適正な内容の規定に改める必要がある。

また、わが国手形法は全体を手形取得者保護、すなわち動的安全の保護を主に規定されているが、銀行実務ではむしろ金融機関である銀行保護、すなわち静的安全の保護を主に規定がなされている。この点、イギリス手形法では支払銀行や取立銀行の保護規定もあり（同80、小4）、わが国においても同様の規定を設ける必要がある。むしろ手形取得者の保護と銀行保護の両者の要請は、二者択一のものとするのではなく、どのように両者の保護を調和させるかという視点から考えるべきである。

最後に、これまでのように手形法と小切手法を別々の法律とするのではなく、一本化した「手形・小切手法」という名称で再編成されるべきである。元来、両者は一体のものとして取り扱った方が自然であり、この際、一体の法典化も視野に入れるべきである。しかしながら、わが国の手形法・小切手法は、前述したように1930年統一手形法条約、1931年統一小切手法条約の批准を受けて国内法を整備したものであり、したがって、わが国の手形法・小切手法を改正することは、この条約の批准そのものを見直さなければならない。この点、条約法条約は第38条から42条までで「条約の改正及び修正」について規定しているが、それによると一定の多数決（通常は2/3）で改定を議決し、改定への同意国が一定数に達した場合には改定を実施する旨の規定を置いている⁽¹¹⁾。したがって、1930年の統一手形法条約等もすでに成立より70年を経過し、21世紀に入り、その制定当時では予想できなかったコンピュータ技術の発達を考えた時、条約そのものの改正の提唱をわが国が中心となって行うべきではないだろうか。1971年に成立した国際統一手形法の統一作業が行われるに当たっても、当初は第1に、ジュネーブ統一条約を各国に普及させるのか、第2にジュネーブ統一条約を英米法諸国が採用しやすいように修正するのか、第3に国際的支払取引においてのみ利用させる新しい流通証券法を創設するのか、いずれの方法によるか議論されたが、結局は第3の方法が採用された。さらにその後も数々の審議⁽¹²⁾がなされて成立したのが国際統一手形法である。その意味では次の段階としては第2の方

法であるジュネーブ統一条約を英米法の諸国が採用できるよう修正し、文字通り、新たな世界統一条約を作成、批准し、それに基づく国内法の整備に着手すべきであると思われる。ただし、このようなコンピュータ技術を踏まえた手形法・小切手法のあるべき姿は決してわが国のみならず世界的な傾向であるからである。

（注）

- （１） 詳細は、櫻井・前掲文京学院大学経営論集第12巻第1号115頁参照。
- （２） 菊池英博『銀行ビッグバン』（東洋経済新報社・1997年）79頁。
- （３） Chalmers and Guest, Bills of Exchange, Cheques and Promissory Notes, 15th ed., by Guest, 1998, pp.4-5.
- （４） イギリス政府も、調査委員会と同様に、今完全に新たなものにする必要はないと考えていた。
(1990) Cm.1026, p.2.
- （５） (1989) Cm.622, Rec.8(2).
- （６） ibid., (1990) Cm.1026, p.1.
- （７） ibid., (1989) Cm.622, Appendix A.
- （８） ibid.
- （９） 関・前掲書1頁。
- （10） 後藤・前掲書358頁。
- （11） 宮崎繁樹『国際法綱要』（成文堂・1984年）581頁。
- （12） 田邊・前掲書20頁。

５ おわりに

以上、銀行実務における手形・小切手の取り扱いの変化は、手形法・小切手法それ自体の変化をもたらした。この点近時のIT化は、株主総会の招集通知や署名投票、電子メールによる投票を可能とし、この流れは手形・小切手の世界にも大きく影響が出てきた。たとえば、従来から公示催告制度の欠点と指摘されてきた、現在の公示制度の周知性の欠如は、公示催告・除権判決と善意取得との間に大きな問題を提起してきたが、これも公示制度の不完全性に起因していた。すなわち、現在の制度である官報または裁判所の掲示板への掲載では第三者が手形を取得するに際して、証券が事故のあったものか否かの情報を入手することが困難なことにあった。そこで関教授は「近年コンピューターと電話回線が発達したので情報通信ネットワークを利用してコンピューター入力によって容易に事故情報をやりとりする制度を考案すべきである。……これによって公示と善意取得を一本化することができる」と主張されるが、このようにみえてくると株券の公示催告・除権判決制度が廃止され、「株券失効制度」が導入されたのと同様に、手形・小切手の場合もコンピュータという新たな技術の使用によって、これまでの公示催告・除権判決制度に変わる、新たな「電子事故情報制度」のような、情報通信ネットワークを利用して喪失等の事故手形の情報が直ちにコンピュータを通して、その情報が関係者に伝わる制度の導入によって、喪失の場合の法的処置の変更も十分に考えられるところである。

まさに、金融取引法としての手形法・小切手法は、電子技術の発展との関係で抜本的改正がなされるべきである。

その意味では ETC という支払・取立・交換の場面のみならず、振出から決済に至る、全体的場面でのコンピュータ技術による手形法・小切手法の改正を行うことが必要であるとする。

(注)

- (1) 関・前掲書164頁。